

[事案 21-70] 高度障害保険金請求

- ・平成 21 年 10 月 21 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 3 月 23 日 裁定終了

(注) 本事案は、事案 21-71 と同一の申立人からの同一支払事由(高度障害)に関する高度障害保険金支払請求であり、同時に審理が進められた。

< 事案の概要 >

加入時に、身体障害者認定を受けていることは営業担当者に告げていたとして、高度障害保険金の支払いを求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

昭和 61 年 11 月職場で団体定期保険に加入した。加入する 2 年前に両眼網膜色素変性症による両眼視野狭窄障害により身体障害者認定を受けていたので、加入の際、営業担当者(女性 2 名)に身体障害手帳を提示し、視力障害の内容を告げたところ「この病気による失明についても保障される」との回答があった。

62 年度以降も引き続き同保険を更新してきたところ、平成 19 年 11 月頃、両眼網膜色素変性症により両眼の視力を喪失(失明)した。そこで、高度障害保険金を請求したところ、加入前発病のため不支払いとなったが、下記の理由により納得出来ないので、高度障害保険金を支払って欲しい。

- (1) 契約前に既往症があったことを告知したうえで、支払対象であると営業担当者の回答を得ていた。
- (2) 営業担当者の不適切な説明を受けて加入したものであり、また、営業担当者は高度障害保険金が支払われない可能性があることを十分予見でき保険会社側に重過失があり、支払拒絶の権限はないものと思料される。
- (3) 保険会社の主張は、現在の金融商品取引販売法並びに契約者保護の観点に反する。

< 保険会社の主張 >

申立ては、昭和 61 年 11 月加入であり、加入以前から発病していた病気を原因とする障害と判断され、高度障害保険金の支払対象とならない。また、下記理由により、当社が高度障害保険金の支払いを拒むことは出来ないとは言えないものと考えられ、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 約 23 年前のことであり、当社職員が申立人の主張するような誤った説明をしなかったことを具体的に示すことは今となっては困難である。法的には、高度障害保険金の支払いを拒むことが出来ないことの立証責任は保険金請求権者である申立人側にあると解されるが、当社内で慎重に確認を行ったものの、申立人の主張する、当社職員が、申立人の眼の症状を認識しながら、失明についても保障されるとの説明したことを裏付ける事情も見受けられない。
- (2) 昭和 61 年の加入時に使用した加入パンレットの「保険金の支払い」欄には、「責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または疾病の発症によって保険期間中に……高度障害状態に該当した場合お支払いします」としており、加入前発病不担保の説明がされている。さらに、申立人は昭和 62 年度以降も毎年度更新しており、毎年度のパンレットにも加入前発病不担保の説明がなされている。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記理由により、本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 団体生命保険普通保険約款では、保険契約への加入日より前の傷害または疾病によって高

度障害状態になった場合には、高度障害保険金が支払われないこと（加入前発病不担保）を明らかにしている。同じ趣旨（加入前発病不担保）の記載は、団体定期保険の契約者が作成した昭和 61 年当時、それ以後のパンフレットにも記載され、同保険に加入しようとする者に分かるようにされている。

- (2) 申立人の主張(職員から「この病気による失明についても保障される」旨返答を受けたので加入した)が法的にどのような意義を有するか明らかでないが、善解すれば、①保険会社との間で、加入前発病についても高度障害保険金を支払う旨の合意が成立していた、もしくは②約款を援用して高度障害保険金の支払を拒絶することは信義則（民法1条2項）に反して許されない、という主張であると解される。

①の主張について

附合契約(注)である保険契約は所定の保険約款の内容に従って成立し、附合契約の内容を一部修正して契約することは理論上不可能ではないが、少なくとも、申立契約は団体(契約者)と保険会社との間の保険契約であるから、加入者(被保険者)の意思でその内容を一部なりとも修正することは理論上も不可能であり、営業職員にそのような権限もない。したがって、①の主張は認められない。

②の主張について

少なくとも客観的証拠から見ると、申立人の主張を裏付けるような材料は見当たらない。しかも今から 24 年前のことであり、当裁定審査会において事実(当時の申立人と営業職員とのやり取りの内容)を認定することなど到底できるものではない。

(注) 附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項(普通契約約款)を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のことです。相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されている。